

(7)神崎川・二重川・法目川・野口川・七次川

改修断面は、川幅 20m 未満の小断面であることから、高水敷は設けず単断面とし、法勾配 1:2 の土羽河岸を基本とします。護岸は橋梁等の構造物の付近など最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境に配慮し自然素材による自然な水際の回復に努めます。

施行区間は、水田の中を流れる小川の風情を大切にし、法面を緑化するとともに、常時水の流れる部分に変化を持たせるように配慮します。

神崎川

- ・ 施行区間 二重川合流点～白井市木戸前
- ・ 延 長 L=6,370m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅

二重川

- ・ 施行区間 神崎川合流点～井草排水路合流点
- ・ 延 長 L=6,430m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅

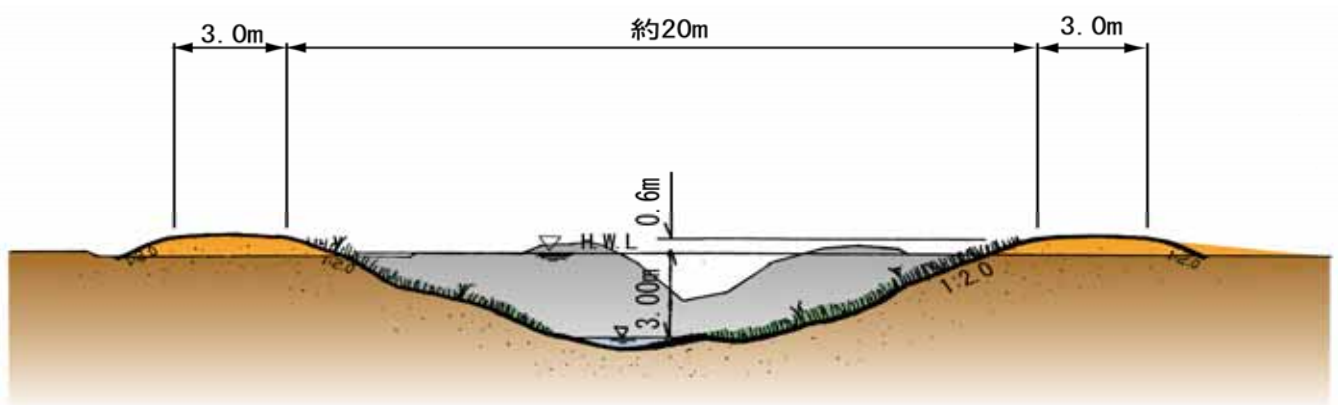
法目川

- ・ 施行区間 神崎川合流点～白井市法目
- ・ 延 長 L=740m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅

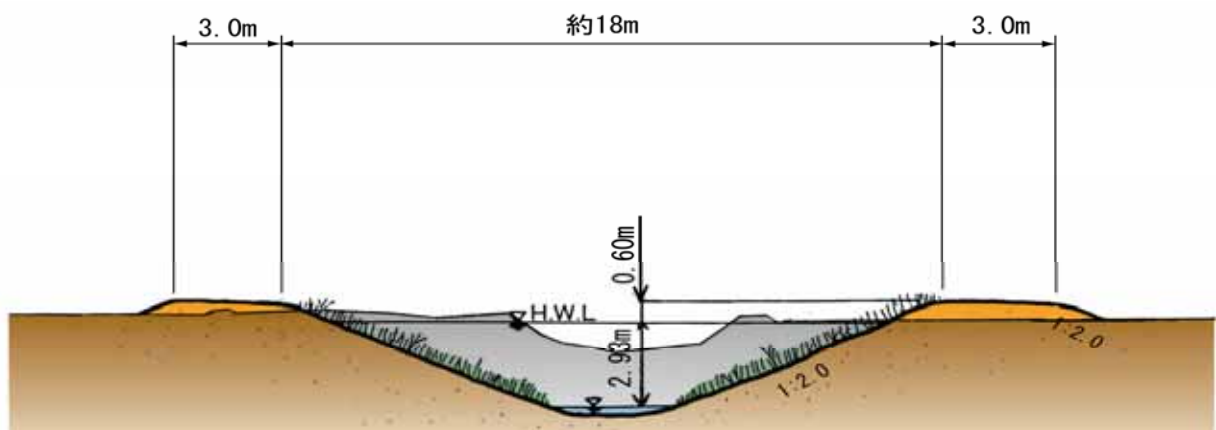
七次川

- ・ 施行区間 神崎川合流点～白井市七次
- ・ 延 長 L=300m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅

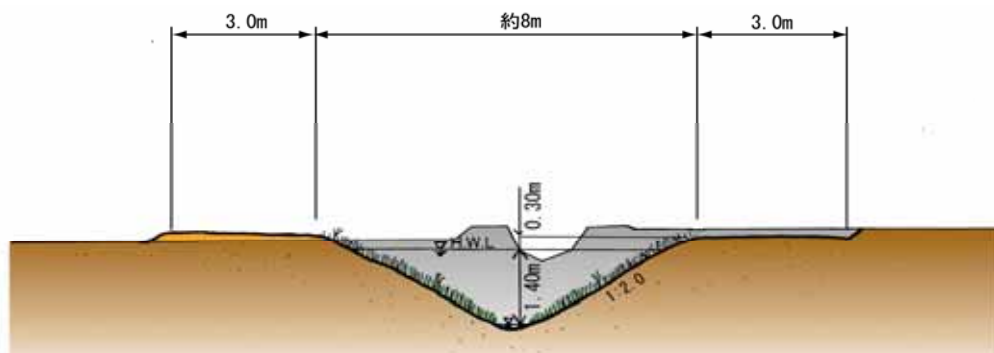
二重川合流点～河原子橋下流（神崎川）



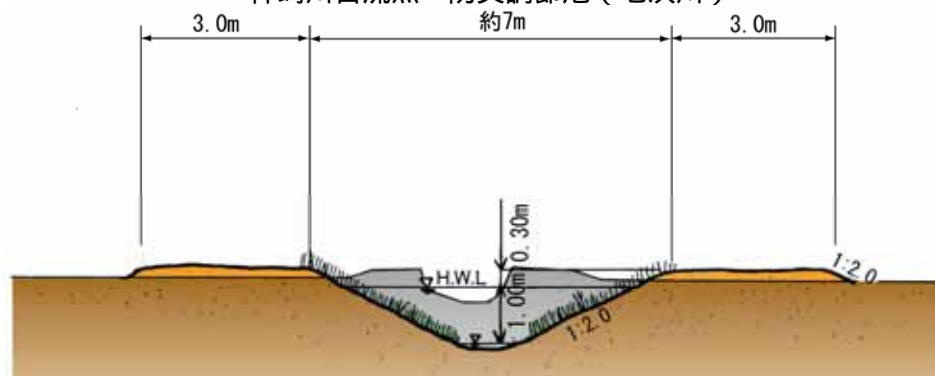
神崎川合流点～法目川合流点（二重川）

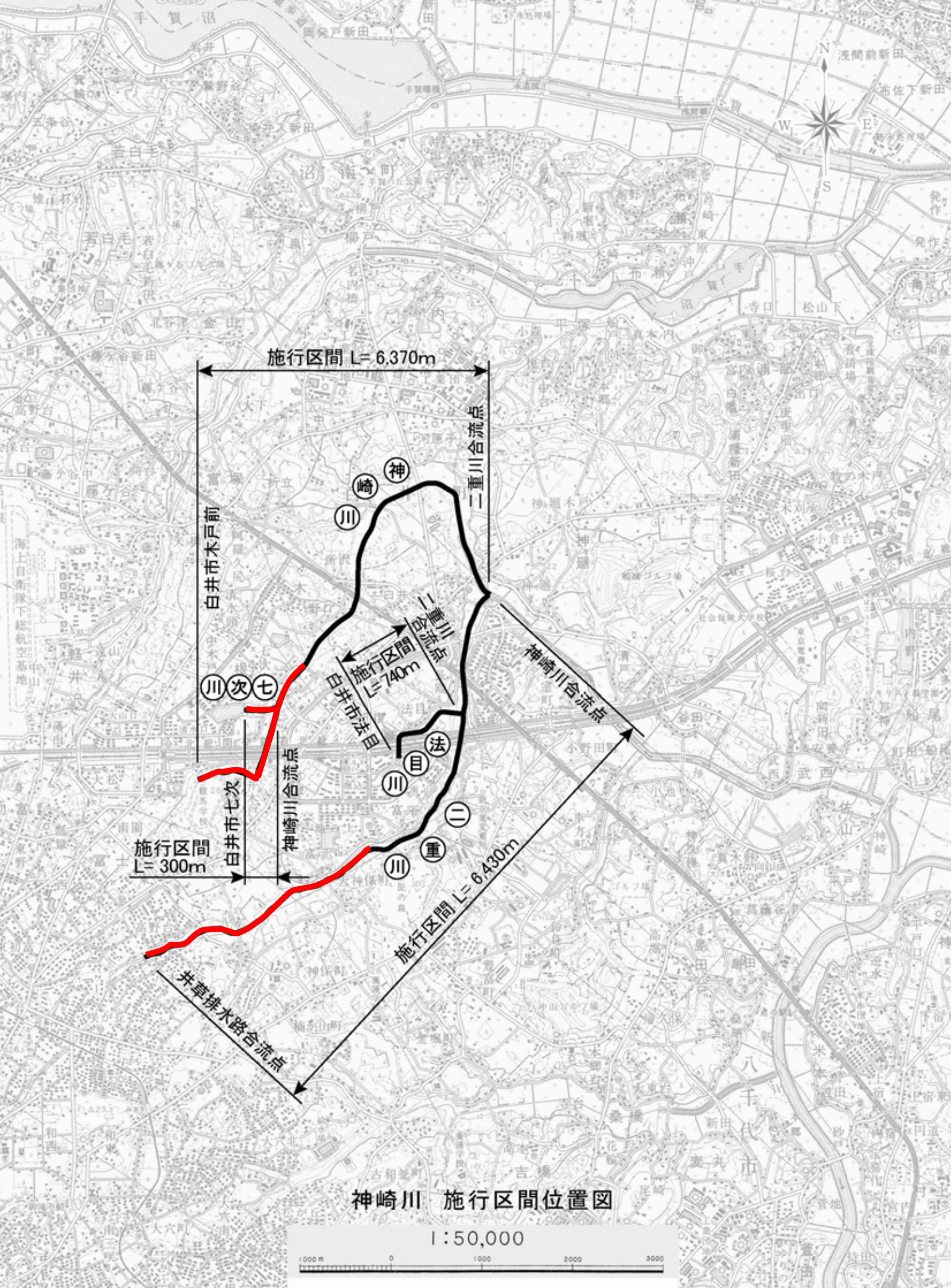


二重川合流点～防災調節池（法目川）



神崎川合流点～防災調節池（七次川）





(8)師戸川

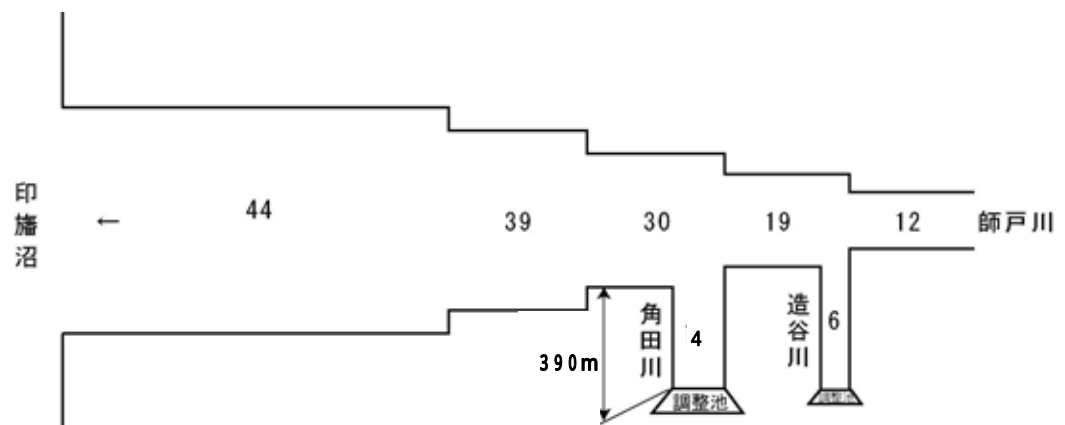
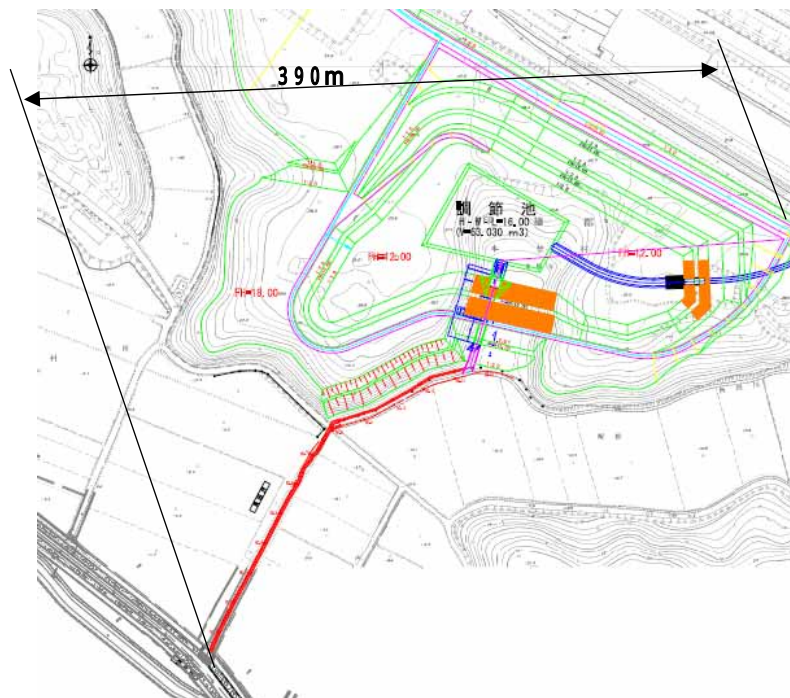
師戸川への流出を軽減するため、支川の角田川防災調節池を整備します。

整備にあたっては、師戸川から千葉ニュータウンへの散策にも配慮した管理用通路も整備します。

師戸川

- ・ 施行区間 師戸川合流点～角田川防災調節池
- ・ 延 長 $L=390\text{ m}$
- ・ 整備内容 放流施設、調節池

師戸川合流点～防災調節池



計画流量(m³/s)

流 量 配 分 図

(9)桑納川・石神川

改修断面は、法勾配 1:2 の土羽河岸を基本とし、桑納川は複断面とします。護岸は橋梁、堰等の構造物の付近など最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境に配慮し自然素材による自然な水際の回復に努めます。

桑納川は、その沿川が水田として主に利用されており、普段は人も少ないことから、高水敷を緩傾斜として水際にヨシ原の造成を行い、動植物の生息・生育環境に配慮した改修とします。

桑納川と石神川に設ける調節池は、関係機関や自治体との調整を図り、内部をビオトープや公園等として積極的な利用を図ります。

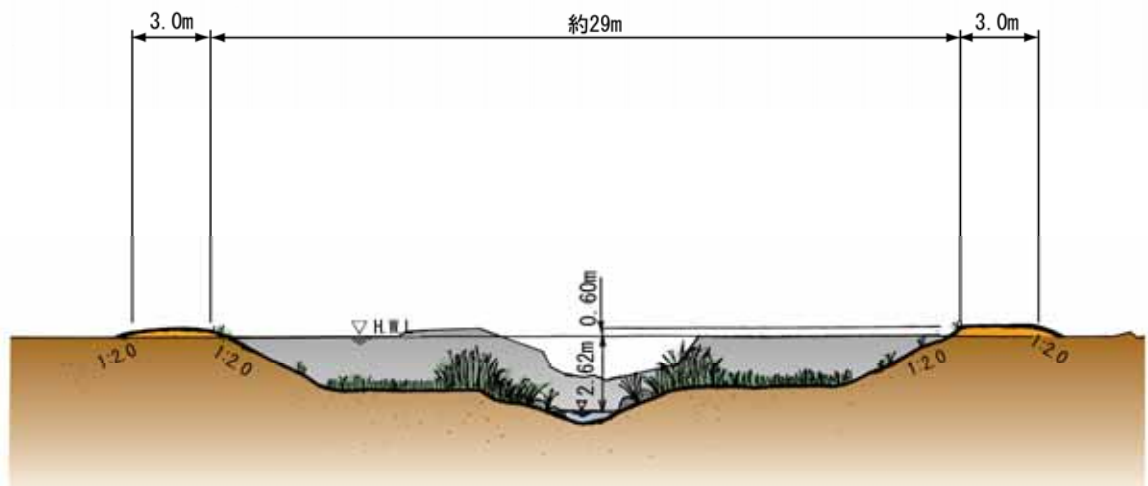
桑納川

- ・ 施行区間 印旛放水路合流点 上流の市道橋
- ・ 延 長 L=5,400m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅，調節池

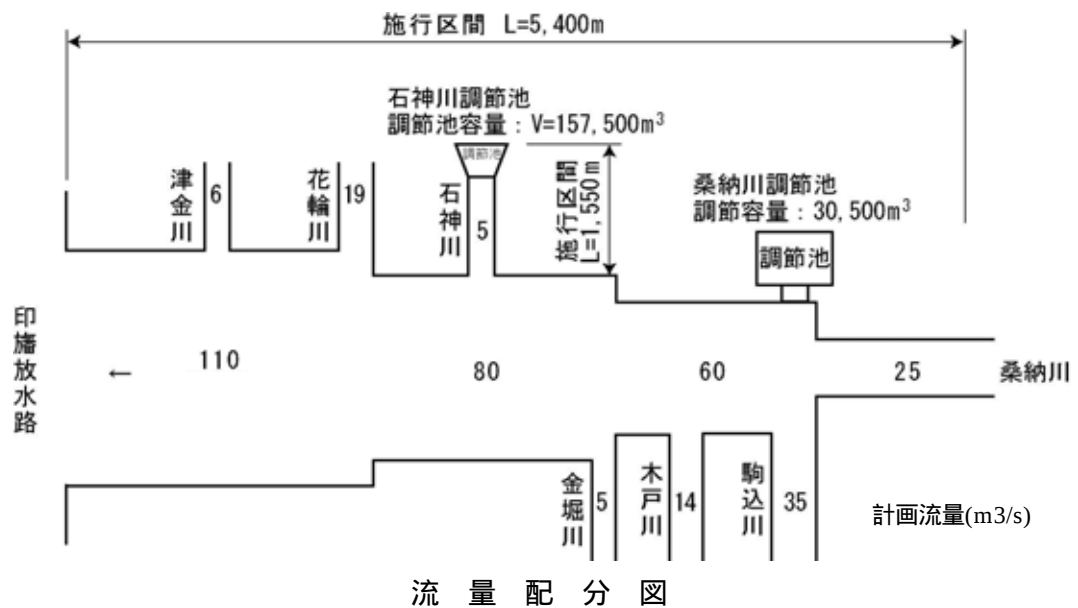
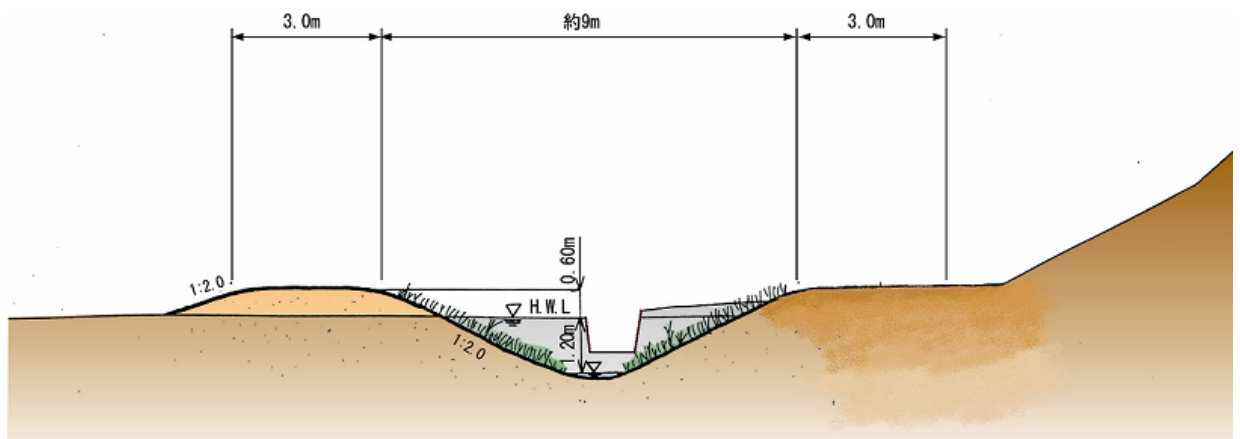
石神川

- ・ 施行区間 桑納川合流点～石神川調節池
- ・ 延 長 L=1,550m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅，調節池

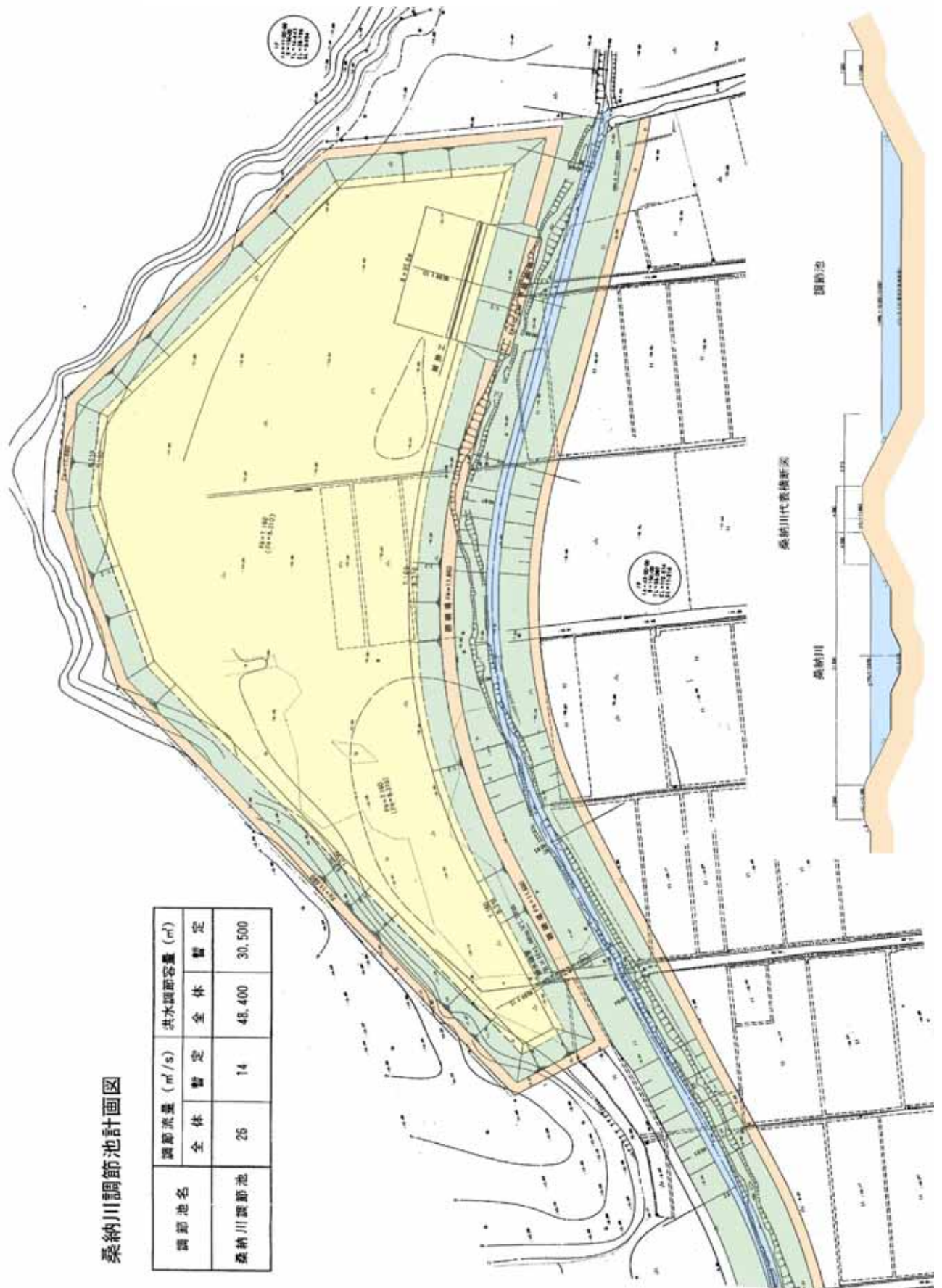
石神川合流点～木戸川合流点（桑納川）



桑納川合流点～石神川調節池（石神川）

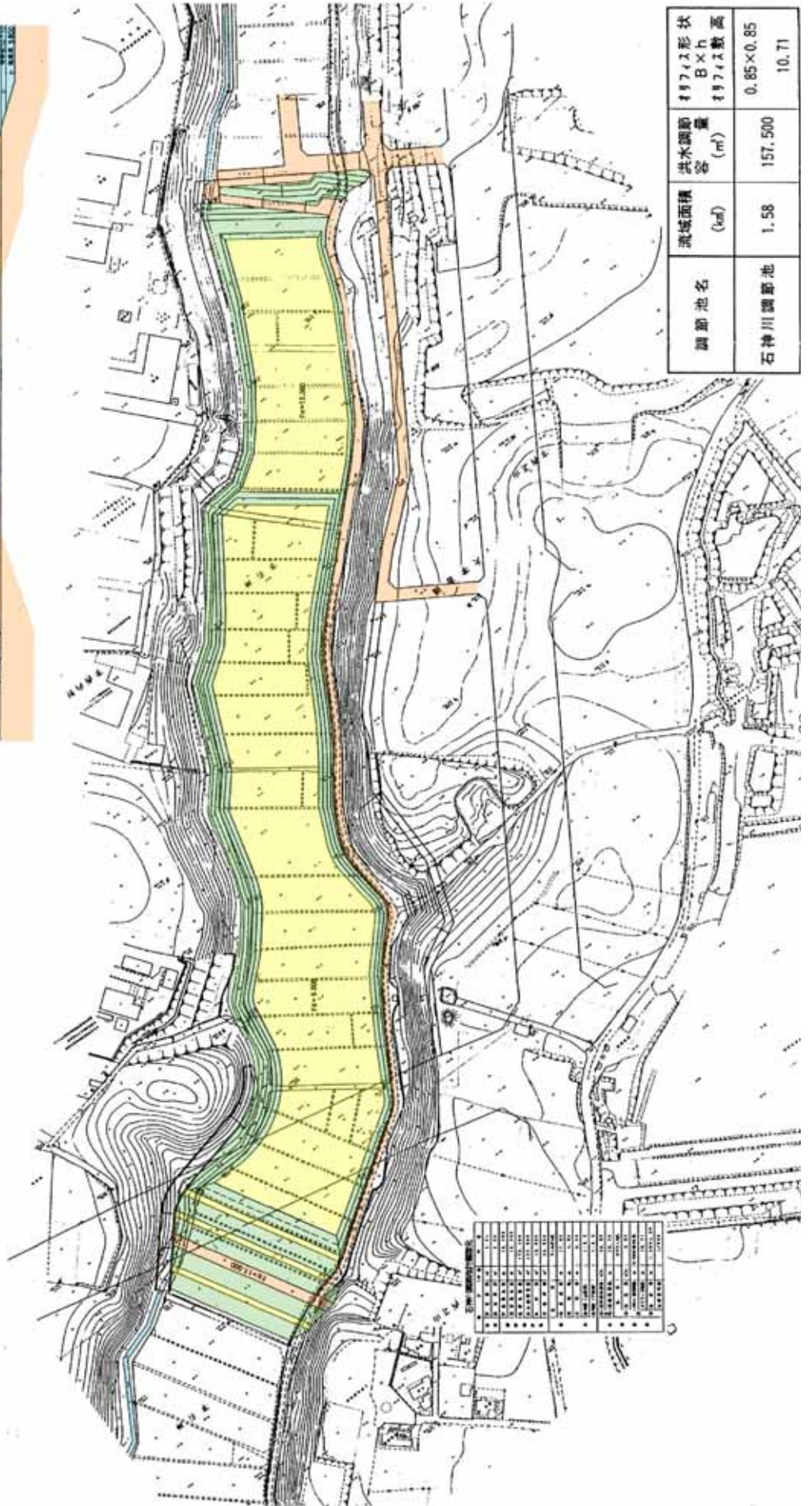
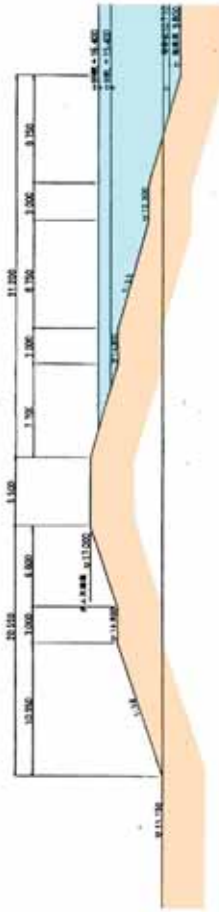


桑納川調節池イメージ図



石神川調節池計画図

堤体代表横断面図



調節池名	流域面積 (km^2)	洪水調節 容量 (m^3)	貯り方 形状 $B \times h$
石神川調節池	1.58	157,500	0.85×0.85 10.71

(10)印旛放水路(下流部)・勝田川

改修断面は、法勾配 1:2 の土羽河岸を基本とし、護岸は橋梁、堰等の構造物の付近など最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境に配慮し自然素材による自然な水際の回復に努めます。

印旛放水路(下流部)途中の渓谷区間では兩岸に河畔林が茂り、良好な自然環境が創出されていることから、これらの改変を最小限にとどめるように配慮します。

印旛放水路(下流部)の下流区間は、川幅約 80m の河道として高水敷幅を約 16m 確保する計画となっており、市街化の進んでいる地域に残された貴重なオープンスペースとして、関係機関と調整を図りながら積極的な利用を図ります。

勝田川は、改修によって現在の川が大幅に拡幅される計画であり、高水敷も確保されていることから、法面をできるだけ緩傾斜とするように配慮し、水際にヨシ原の造成を行い、動植物の生息・生育環境に配慮した改修とします。

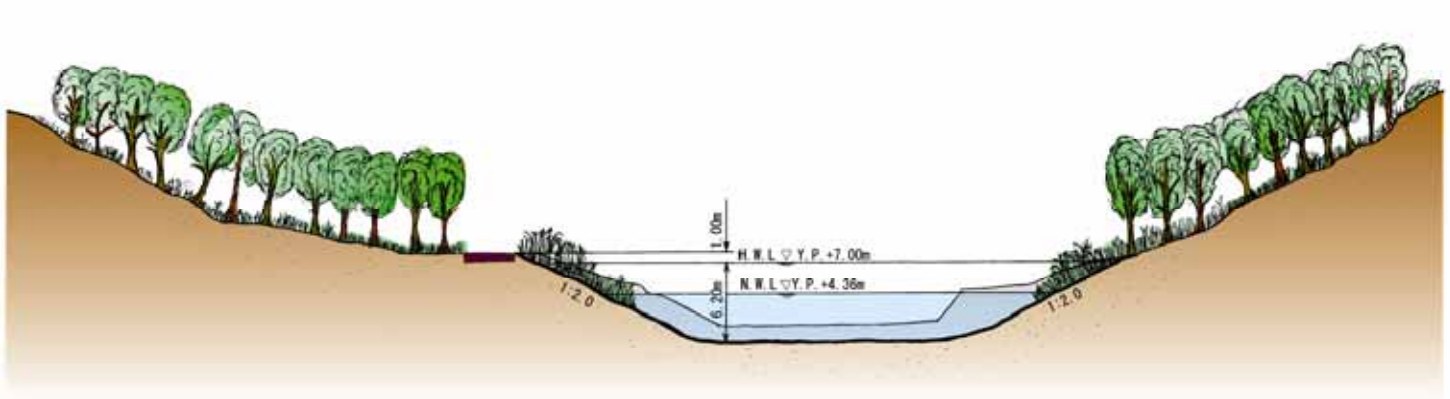
印旛放水路(下流部)

- ・ 施行区間 新幕張橋～大和田排水機場
- ・ 延 長 L=10,400m
- ・ 整備内容 掘削工、河道拡幅、築堤工、護岸工、堰、橋梁架換

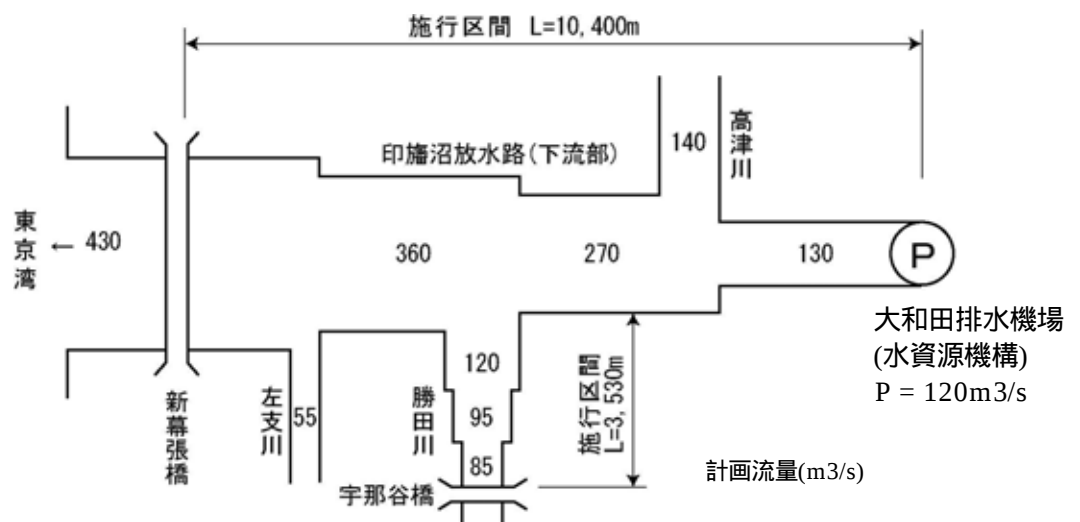
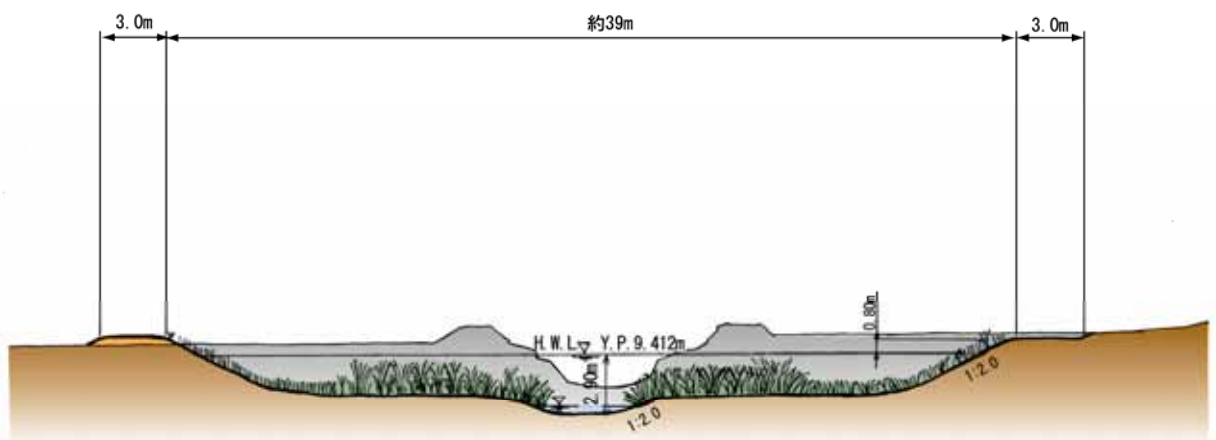
勝田川

- ・ 施行区間 印旛放水路(下流部)合流点～宇那谷橋
- ・ 延 長 L=3,530m
- ・ 整備内容 河道拡幅、築堤工、護岸工、橋梁架換

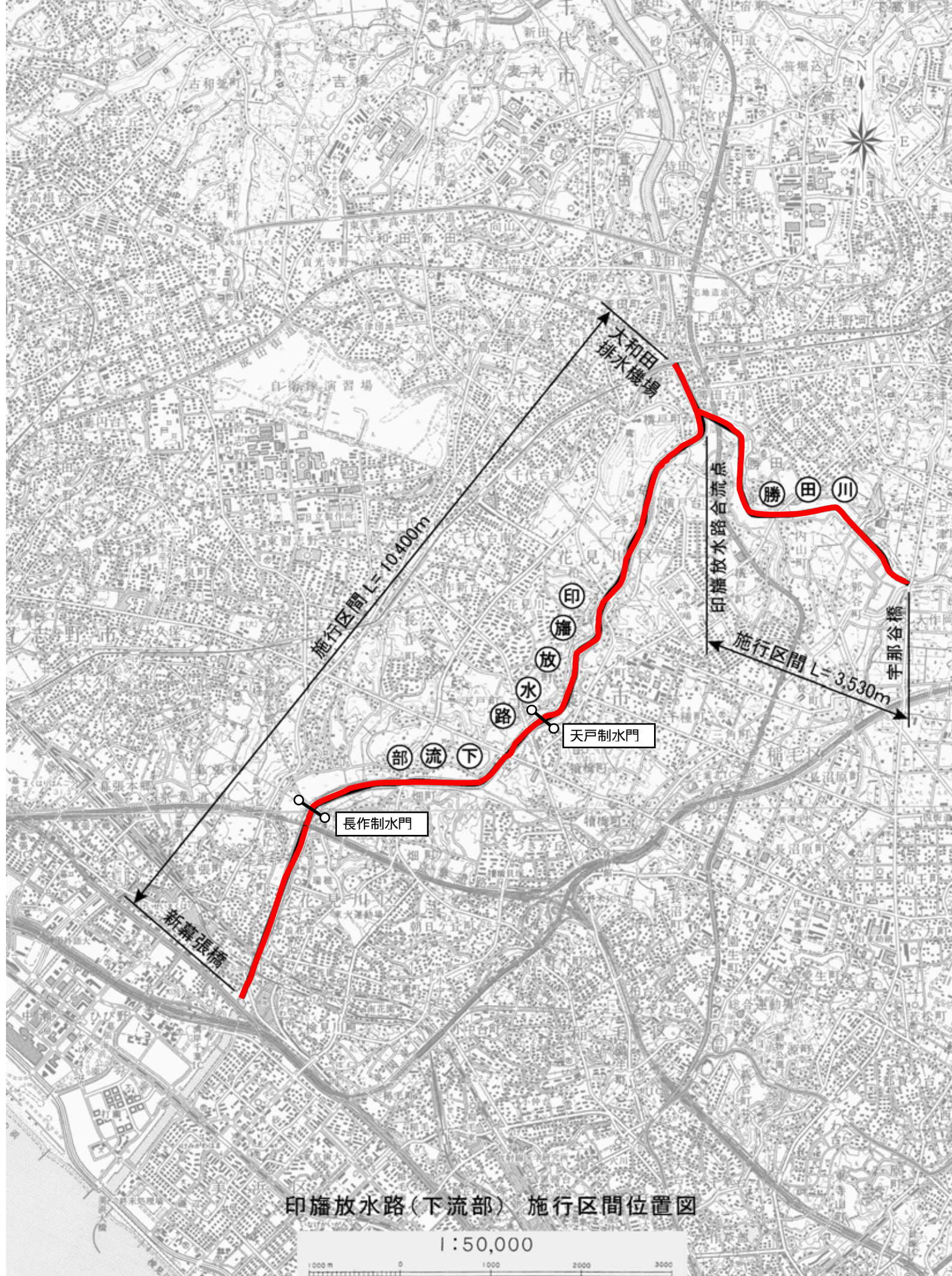
花島橋～勝田川合流点（印旛放水路）



4号橋梁～左支川A川合流点（勝田川）



流 量 配 分 図



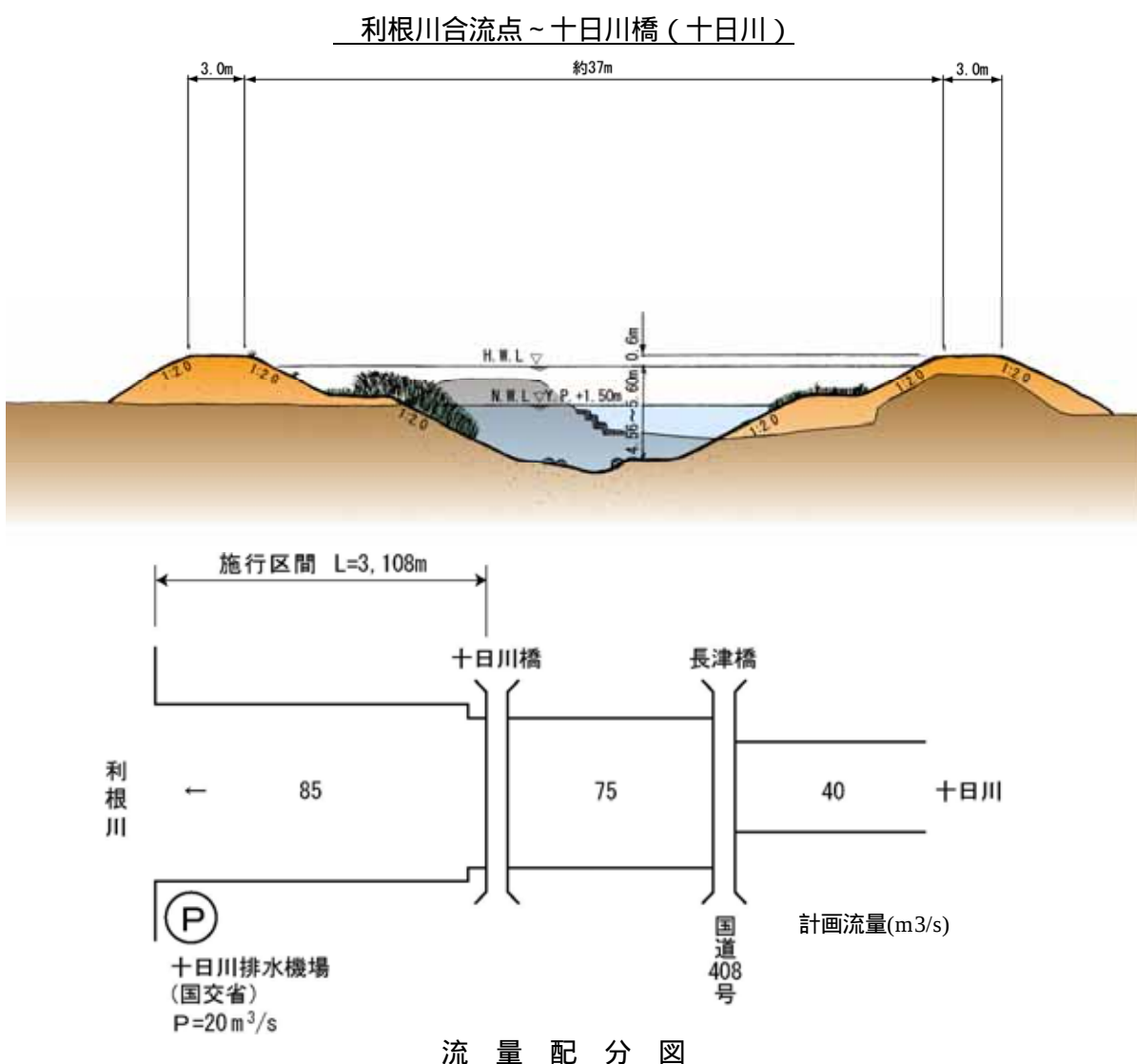
(11)十日川

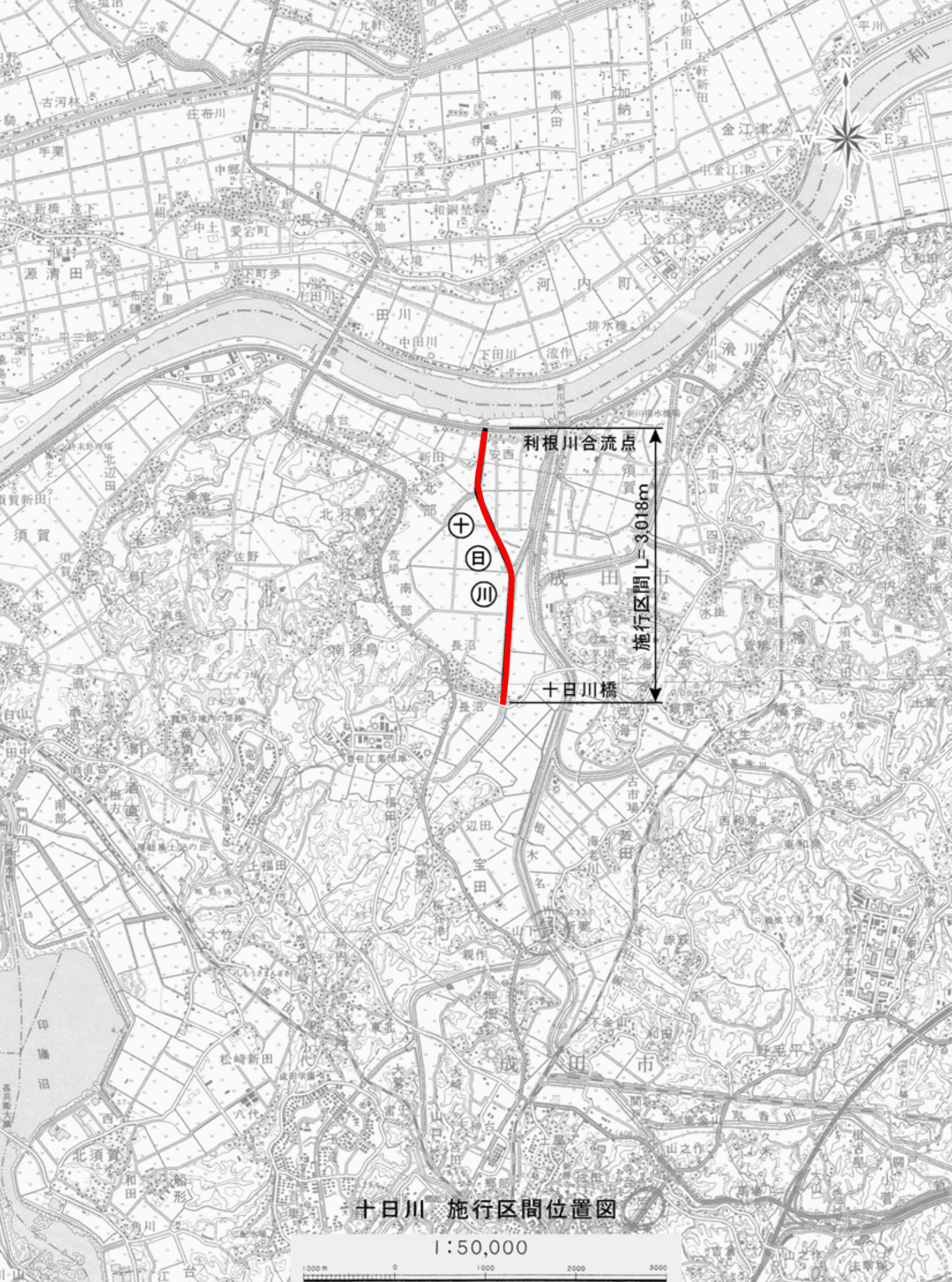
改修断面は、法勾配 1:2 の土羽河岸を基本とし、護岸は橋梁、堰等の構造物の付近など最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境に配慮し自然素材による自然な水際の回復に努めます。

十日川は、利根川からの背水のため、常に深い水深が保たれることから、安全面への配慮が必要です。よって、人が容易に水際に近づけないように水際にヨシ原を設け、生態系にも配慮します。ただし、休日ともなれば釣り人が訪れ、地域住民の憩いの場もなっていることから、全体でヨシ原を造成するのではなく、親水にも十分に配慮した改修を行うものとします。

十日川

- ・ 施行区間 利根川合流点～十日川橋
- ・ 延 長 L=3,108m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，河道拡幅





(12)根木名川・荒海川・小橋川・取香川

改修断面は、法勾配 1:3 の土羽河岸を基本とし、護岸は橋梁、堰等の構造物の付近など最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境に配慮し自然素材による自然な水際の回復に努めます。

根木名川下流や荒海川は、開放的な水田地帯を流下し、堤防上からの景観に優れていることから、堤防天端の整備に配慮するものとします。また、低水路にはヨシ州が多く見られ、動植物にとって良好な環境が残されていることから、これらの保全・維持に努めます。

根木名川中流や小橋川、取香川は、成田市の市街地を流れ「桜つつみモデル事業」等の親水事業がこれまでも実施されており、これらの既往事業との連携を図り、親水機能を充実させた改修を行います。

根木名川の国道 51 号並行区間より上流は河道の拡幅が困難なことから、やむを得ず法勾配 1:0.5 の護岸構造としますが、自然環境の保全と親水性の確保に十分配慮した改修とします。

根木名川

- ・ 施行区間 利根川合流点～ほたる橋
- ・ 延 長 L=15,010m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，護岸工，副水路工

荒海川

- ・ 施行区間 根木名川合流点～東和泉橋
- ・ 延 長 L=3,500m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，副水路工

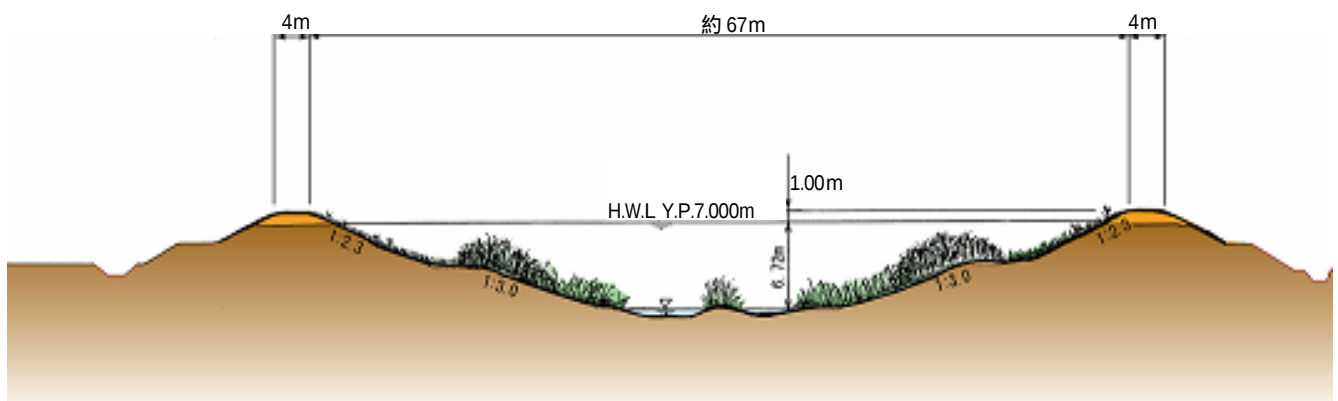
小橋川

- ・ 施行区間 根木名川合流点～松崎橋
- ・ 延 長 L=1,670m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，副水路工

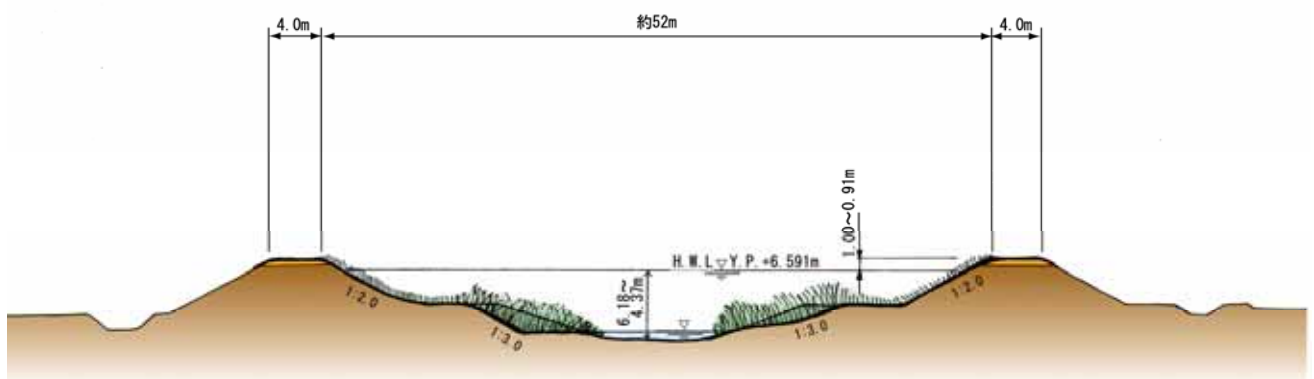
取香川

- ・ 施行区間 根木名川合流点～掘之内橋
- ・ 延 長 L=3,880m
- ・ 整備内容 築堤工，掘削工，副水路工

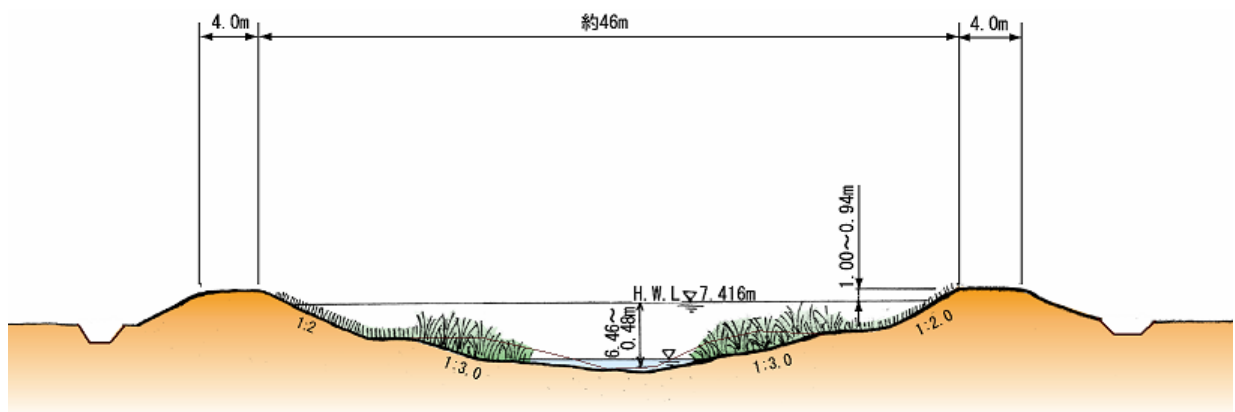
小橋川合流点～取香川合流点（根木名川）



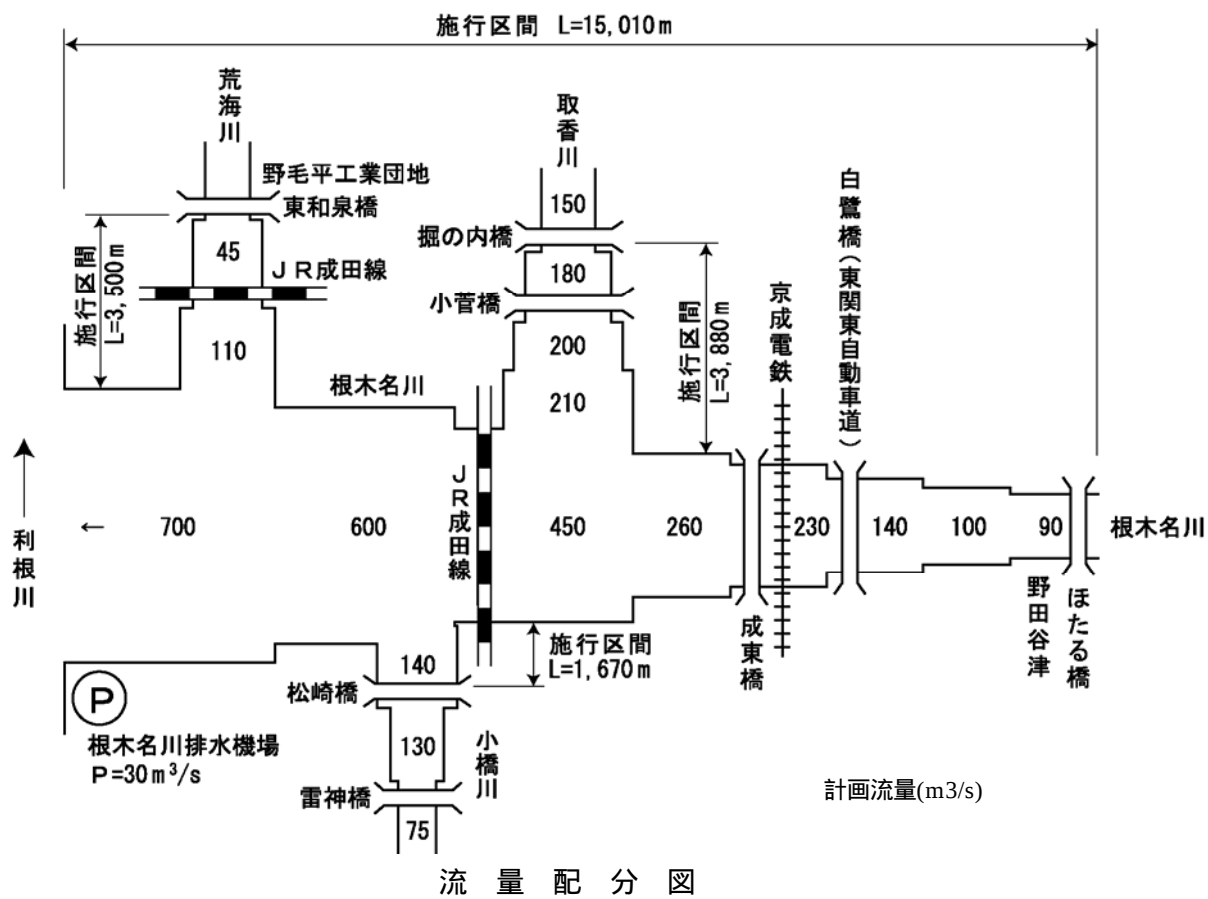
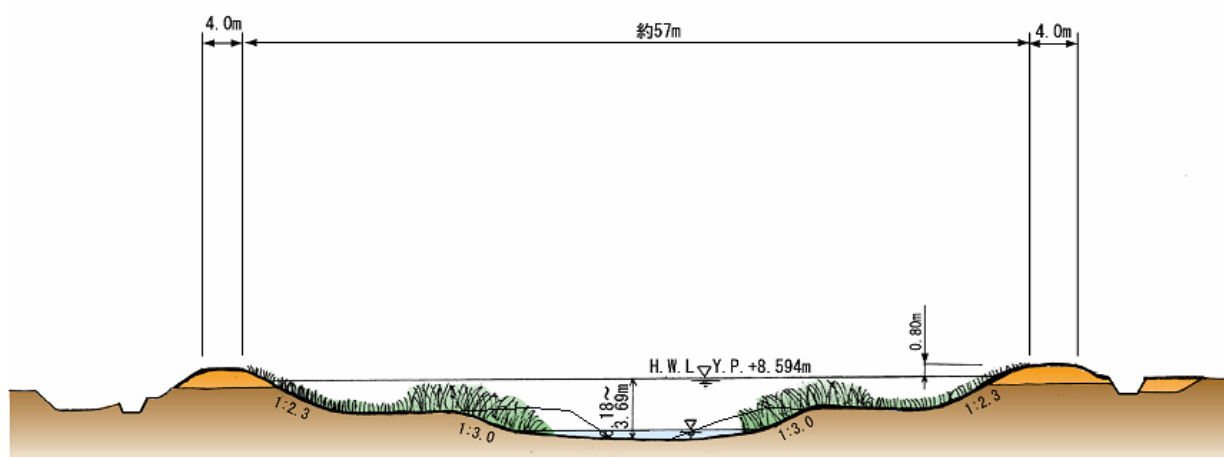
根木名川合流点～JR 成田線（荒海川）



根木名川合流点～松崎橋（小橋川）



根木名川合流点～No.34(取香川)





(13)派川根木名川・尾羽根川

改修断面は、法勾配 1:2 の土羽河岸を基本とし、基本的には築堤工事を実施するため、現在の動植物の生息・生育環境は保存できます。

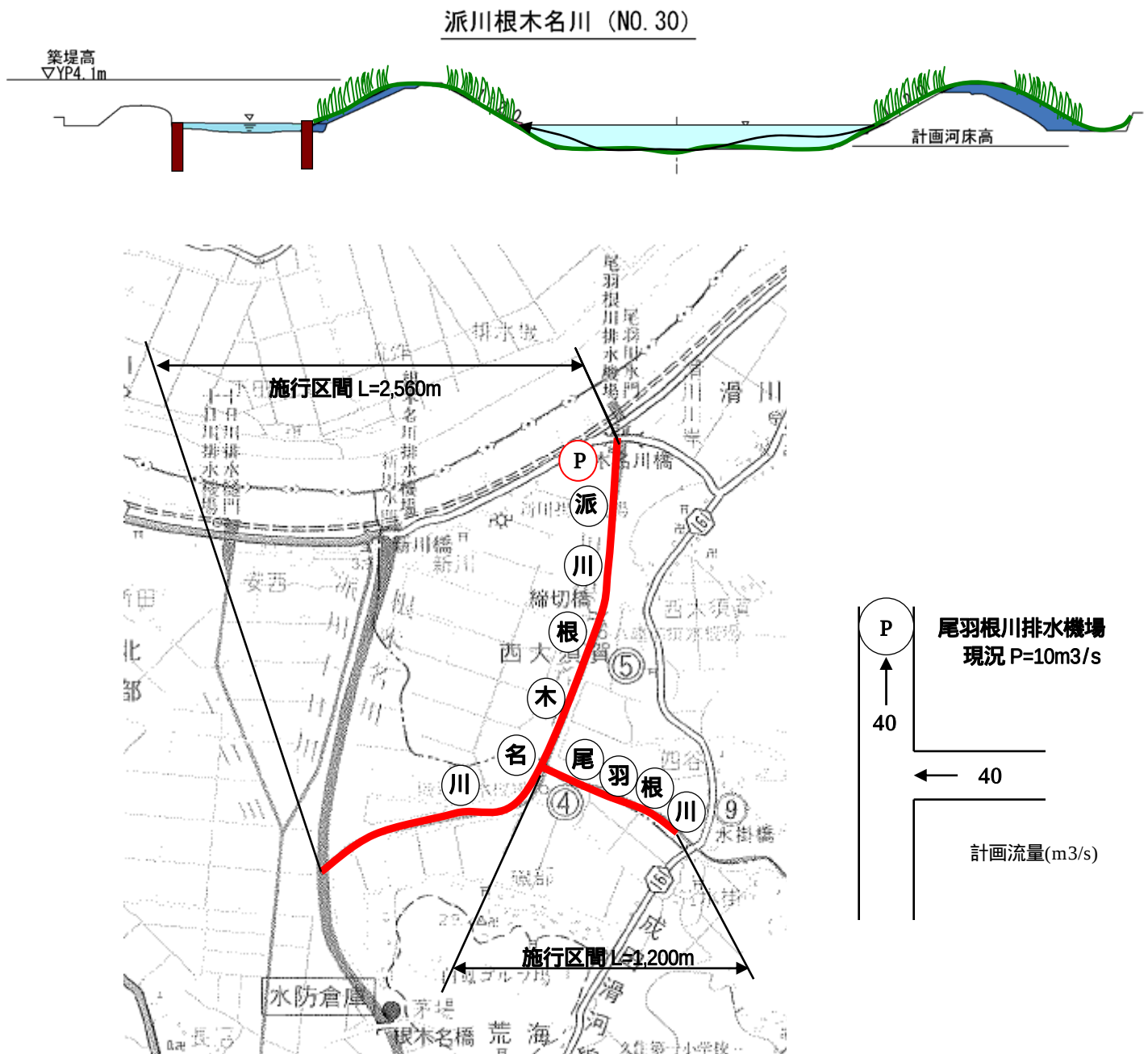
なお、派川根木名川や尾羽根川に平行して流れる副水路についても、堤防断面を確保するための木柵等により補強工事もあわせて行います。

派川根木名川・尾羽根川

施行区間 利根川合流点～根木名川合流点、派川根木名川合流点～水掛橋下流

延長 L=2,560m (派川根木名川), L=1,200m (尾羽根川)

整備内容 築堤工, 掘削工, 副水路工



第7章 維持管理

第1節 河川維持の目的

河川の維持管理は、災害の発生の防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの観点から、河川が持つ本来の機能が十分に発揮されるように適切な河川の維持管理に努めます。

河川の維持にあたっては、維持管理費の増大に対する対応や、よりきめ細やかな維持管理を実現していくため、行政のみでは行き届かない部分について地域住民の積極的な協力をあおぐものとしします。

これにあたり、住民の川への親しみを回復させるとともに、市民団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことが可能となるような仕組みの構築を図り、魅力ある河川が保たれるように努めます。

第2節 河川維持の種類

(1)河川管理施設

堤防、護岸、洪水調節池、浄化施設などの施設がその機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況の把握及び適切な維持管理に努めるとともに必要な対策を行います。

取水堰や橋梁などの占用施設に対しては、河道の洗堀や断面の阻害など河川管理上の支障とならないように施設管理者と調整し、適切な処置を行うとともに、施設の改築や新設の際には治水上の影響、河川環境の保全などについて適切な指導を行います。

(2)河道の維持管理

定期的な河川巡視によって、河岸や河床の状況把握に努め、維持浚渫、除草などを計画的に実施し、洪水流下能力の維持、河岸や親水施設の利用等に配慮した適切な維持管理を行います。なお、植生帯の施工においては、浄化で吸収した窒素・リン等が再び河川に戻らないような植物の利用・処分方法を含めた検討を行ったうえで設置するとともに、その維持管理に当たっては、設置された植生帯における鳥類等の生息状況を勘案しながら、実施の時期、範囲等を検討することとしします。

従前の自然環境に影響を与えるナガエツルノゲイトウなどの外来種についても、生息状況を監視しながら、関係機関等と連携し、必要に応じて対応するものとしします。

維持管理の際には、河川を生息・生育の場としている動植物に対して著しい影響を与えないように工法や時期に配慮します。

また、洪水などにより河岸や河床が被災を受けた場合にはこれを速やかに復旧します。

(3)流水の正常な機能

河川流況、取水・還元水の実態、自然環境についての把握に努め、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の把握に努めます。

正常な水循環系が構築されるように、関係機関や流域住民の協力を得ながら、流域に降った雨が一度に川に流入しないように流域の保水・遊水機能の回復に努め、現況の河川流況の維持に努めます。

異常渇水に対しては、利水者間の水利使用の調整を図り、被害を最小限に抑えるとともに、節水意識の高揚、渇水の発生に備えた広域的な水融通、水の循環的利用等を行い、利水安全度の向上を図るものとします。

(4)水質の保全

水質は、浚渫や浄化用水の導水、浄化施設などの河川管理者が行う水質浄化対策のほかに、流域下水道の整備、生活排水・ゴミ問題など関係機関や地域住民と協力連携を図りながら水質改善を進め、良好な水質の維持に努めます。

また、万一の水質事故に備え、必要な資材を備蓄や事故状況の把握、関係機関への連絡体制等の緊急活動体制の強化により、被害の最小化に務めるとともに、河川水質の監視体制の充実を図るものとします。

第3節 河川維持の施行場所

圏域内の県管理河川(指定予定区間を含む)とします。

第8章 その他

第1節 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等

多様化・高度化する地域住民のニーズを反映した効果的な水害対策や環境整備を進めていくためには、ハード・ソフト対策の連動、関係機関や地域住民、さらにはNPOをはじめとする市民団体などの理解と協力・行動が不可欠となっています。このため、これらとの連携に努め、地域中心・住民参加型あるいは住民主体の活動がより活発となるような仕組みの構築を図り、これらを積極的に支援します。

河川に関わるイベントや学習施設、ホームページや報道を通じ、河川に関する様々な情報を提供し、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高め、住民の自発的で自己責任ある行動を喚起していくことに努めます。

なお、印旛沼においては、治水、環境に関する喫緊の課題に対応するための「印旛沼流域水循環健全化会議」を設立し、「恵の沼をふたたび」と題して、緊急行動計画を作成して、市民団体、水利用者、行政が一同に会して計画を策定し、実践しています。これら取り組みを、河川管理者も実践するとともに、様々な取り組みを支援していきます。

第2節 超過洪水対策

河川整備の計画規模を超える洪水に備えるため、雨量・水位情報の収集に努めるとともに迅速な水防活動が行えるよう、日頃から関係機関との連絡体制を整えるものとします。

計画的な整備が完了するまでの間については、迅速かつ的確な水防活動を支援するために、出水毎に再度必要な水防資材等について確認し、被害を受けた河川について重点的な配備を行うものとします。

また、洪水ハザードマップ作成支援のための浸水想定区域図の作成、ソフト対策等の充実を図り、超過洪水において被害が最小限となるように努めます。

第3節 河川愛護等の普及、啓発

地球の水循環の中にある川は、多くの生き物を育み、人の生活と密接に関わるものであり、人間社会の発達に応じて、川と人のかかわりは変遷しています。このような河川を身近な環境教育の場として捉え、適切な拠点の整備のほか、学習機会の提供、職員の派遣、指導者の育成、に努め、地域住民の河川愛護意識を高めることに努めるとともに、河川に関する行事の開催や広報活動を強化し、知識の周知や興味関心の向上に努めます。